

「池田の街利用ファイル」に保管をお願いいたします。

(別紙)

**池田の街指定居宅介護支援事業所
に関する重要事項説明書**

1. 事業所の概要

1) 事業所の名称など

- ・事業所名 池田の街指定居宅介護支援事業所
- ・管理者名 倉野 清乃
- ・開設年月日 平成17年4月1日
- ・介護保険指定番号 2254280090
- ・所在地 静岡県静岡市駿河区池田 185-1
- ・電話番号 054-267-2211
- ・FAX番号 054-267-2700
- ・ホームページ URL <http://www.houtoku-kai.or.jp/>

2) 指定居宅介護支援事業所の目的と運営方針

指定居宅介護支援事業所では、介護支援専門員が要介護状態にある利用者の心身の状況又はその置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な居宅介護支援を総合的かつ効率的に提供することを目的とする。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営方針を定めています。

[池田の街指定居宅介護支援事業所の運営方針]

- ① 当事業所は、利用者が要介護となった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- ② 介護支援専門員は、居宅サービス計画の立案にあたっては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供されるサービスが特定の種類、特定の事業所に不当に偏することのないよう公正中立に行い、複数の居宅サービス事業所の紹介を求めることが可能であること等につき説明し理解を得なければならないこととします。
- ③ 当事業所の運営に当たっては関係市町、地域包括支援センター、地域の保険医療機関及び薬局、指定居宅サービス事業者、他の居宅支援事業者、介護保健施設等との連携に努めます。
- ④ 介護支援専門員は、サービス提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者又は契約者に対して理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。

3) 事業所の職員体制（池田の街指定居宅介護支援事業所）

	常勤	非常勤	業務内容
管 理 者	1(兼任)		事業所及び業務の管理
介護支援専門員	2		居宅サービス計画の作成・給付管理表作成
事 務 職 員	1(兼務)		庶務及び経理事務

2. サービス内容

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 各種サービス提供事業所等との連絡調整
- ③ 保険医療機関及び薬局との情報共有
- ④ 施設等への入所を要する場合には介護保健施設等への紹介
- ⑤ その他

3. 営業日及び営業時間

1) 営業日

毎週月曜日から金曜日までの 5 日間を営業日とする。ただし法令で定められた休日及び年末年始（12 月 30 日から 1 月 3 日）は除きます。

2) 営業時間

営業時間は午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分とします。

4. 職員の服務規律

職員は関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては協力して事業者の秩序を維持し、常に次の事項に留意します。

- ① 職員が担当する利用者数（取扱件数）は、一人当たり 45 人（件）以下とします。
- ② 利用者に対しては人格を尊重し、親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇します。
- ③ 常に健康に留意し、明朗な態度を失いません。
- ④ お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けます。

5. 介護サービス費のご案内

●5-1 居宅介護支援費について

項 目	区 分	単 位	利用者負担	備 考
居宅介護支援費（Ⅰ） i	要介護 1・2	1086 単位	0 円	利用ひと月あたり
	要介護 3・4・5	1411 単位	0 円	
居宅介護支援費（Ⅰ） ii	要介護 1・2	544 単位	0 円	利用ひと月あたり
	要介護 3・4・5	704 単位	0 円	
居宅介護支援費（Ⅰ） iii	要介護 1・2	326 単位	0 円	利用ひと月あたり
	要介護 3・4・5	422 単位	0 円	
居宅介護支援費（Ⅱ） i	要介護 1・2	1086 単位	0 円	利用ひと月あたり
	要介護 3・4・5	1411 単位	0 円	
居宅介護支援費（Ⅱ） ii	要介護 1・2	527 単位	0 円	利用ひと月あたり
	要介護 3・4・5	683 単位	0 円	
居宅介護支援費（Ⅱ） iii	要介護 1・2	316 単位	0 円	利用ひと月あたり
	要介護 3・4・5	410 単位	0 円	

●5-2 加算項目等について

項 目	区 分	単 位	利用者負担	備 考
初回加算		300 単位	0 円	
特定事業所加算	(Ⅰ)	519 単位	0 円	いずれかを算定
	(Ⅱ)	421 単位	0 円	
	(Ⅲ)	323 単位	0 円	
	(A)	114 単位	0 円	
特定事業所医療介護連携加算		125 単位	0 円	
入院時情報連携加算Ⅰ		250 単位	0 円	
入院時情報連携加算Ⅱ		200 単位	0 円	
退院・退所加算	(Ⅰ) イ	450 単位	0 円	いずれかを算定
	(Ⅰ) ロ	600 単位	0 円	
	(Ⅱ) イ	600 単位	0 円	
	(Ⅱ) ロ	750 単位	0 円	
	(Ⅲ)	900 単位	0 円	
通院時情報連携加算		50 単位	0 円	
緊急時等居宅カンファレンス加算		200 単位	0 円	
ターミナルケアマネジメント加算		400 単位	0 円	

●5-3 居宅介護予防支援費について

項 目	区 分	単 位	利用者負担	備 考
居宅介護予防支援費	要支援1・2	442単位	0円	利用ひと月あたり
介護予防委託連携加算		300単位	0円	

●5-4 その他の料金について（消費税込み）

項 目	利用者負担	備 考
実施地域境界から、片道おおむね1km未満	330円	自家用車のとき
実施地域境界から、片道おおむね1km以上5km未満	550円	自家用車のとき
実施地域境界から、片道おおむね5km以上	770円	自家用車のとき
諸手続き手数料（カルテ等情報開示、領収書再発行など）	3,300円	
コピー代（白黒またはカラーによる実費）	55～110円	

6. 通常のサービスの実施地域

通常のサービスの実施地域は静岡市（旧由比・蒲原地区は除く）とします。

7. 事業所利用に当たっての留意事項

- ① 事業所や職員に対して金品・謝礼等のお心付けは固くお断りしています。もし、お持ちになられてもお受取りできない規則としています。

8. 要望及び苦情等の相談について

- 1) 要望や苦情などがございましたら下記の体制で受け付けます。

苦情受付担当者	介護支援専門員 倉野清乃 杉山将	054-267-2211
静岡市の窓口	静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課	054-221-1202
国保連の窓口	静岡県国民健康保険団体連合会	054-253-5590

- 2) 即時対応ができない事項につきましては、利用者又は苦情申立者との話し合いの場を設け、検討していきます。
- 3) 具体的対応をとり、利用者又は苦情申立者より了解を得られますよう努力します。

9. 第三者評価の実施の有無

福祉サービス第三者評価事業は、利用者又はその家族に対し、利用者のサービス選択に資するとされています。

- ① 第三者評価実施の有無：なし
- ② 実施した直近の年月日：なし
- ③ 実施した評価機関の名称：なし
- ④ 評価結果の開示状況：なし

10. 個人情報の利用目的

利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

- 1) 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的〔当事業所での利用目的〕

- ① 当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
- ・入退所等の管理
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

- 2) 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕
 - ① 当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ・親族等への心身の状況説明
 - ② 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- 3) その他の利用目的〔当事業所での利用に係る利用目的〕
 - ① 当事業所の管理運営業務のうち
 - ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・当事業所において行われる学生の実習への協力
 - ・当事業所において行われる事例研究
- 4) その他の利用目的〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕
 - ① 当事業所の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関への情報提供